

プレス・リリース

2015 年7月 16 日  
バーゼル銀行監督委員会

**「口座開設に関する一般ガイド」の市中協議文書について**

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、2003 年2月に公表された「口座開設に関する一般ガイド」の改訂版の市中協議文書を公表しました。

銀行と顧客の取引関係の多くは、口座開設の手続から始まります。この段階で収集・照合される顧客の情報は、銀行がマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策(以下「AML/CFT」)上の義務を果たすために重要です。結果として、口座開設に係る銀行のポリシー及び手続は、適用される AML/CFT の法律を完全に反映しなければなりません。

本ガイドの改訂案は、最終化されれば、2014 年1月に公表された「マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」に、付属書類として加えられます。本ガイドの改訂案は、当該ガイドラインを詳述したものであり、また当該ガイドラインとあわせて読まれるべきものです。

本ガイドの改訂案は、金融活動作業部会(FATF)の既存の基準を強めたり、弱めたり、又は修正したりすることを意図するものではありません。むしろ、銀行が、特に口座開設に関し、特定のポリシー及び手続を適用することを求める FATF 基準及び FATF のガイダンスを履行することを支えることを目的としています。

バーゼル委は、この市中協議文書に対するコメントを歓迎します。コメントは、2015 年 10 月 22 日までに、国際決済銀行のウェブサイトにお寄せ(アップロード)いただくか、Secretariat of the Basel committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland 宛に郵送で提出してください。提出されたコメントは、不開示の要望がなければ、国際決済銀行(BIS)のウェブサイトで公表されます。